

令和5年第13回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年12月1日（金）午後3時30分から午後4時30分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、 近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦、
農地利用最適 化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 好則、奥村 松市、 酒向 崇好、三宅 静喜
欠席委員	柴田 智弘、田中きょうこ、鈴木 泰示
事務局	局長 渡辺 勝彦、課長 後藤 道広、係長 山口 嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	第58号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に 対する許可について 第59号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第60号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和5年第13回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共 に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、7番、柴田智弘委員、14番、田中きょうこ委員から欠席届が 提出されておりますので、12名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、5番、鈴木泰示委員から欠席届が提出されておりますので、 出席委員は8名です。 これより令和5年第13回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、12番玉田好二委員、13番奥村保彦委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第58号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の 設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第2、議案第58号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有 権移転申請について説明します。 今月の申請は、売買による所有権移転2件です。 受付番号1番は、塩の方外1名と愛知県小牧市の方との間における売買による所有権移 転です。

塩地内において、譲受人は申請地を取得して、経営規模の拡大を図るとのことです。
詳細については、資料のとおりです。

受付番号2番は、室原の死亡者の相続財産清算人と室原の方との間における売買による
所有権移転です。

室原地内において、譲受人は自宅の近隣にある申請地を取得して、新規就農するとのこ
とです。

詳細については、資料のとおりです。

亡くなった土地所有者の財産を相続する者がいなかったため、弁護士が相続財産清算人
となっているものです。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているた
め、権利の移動は妥当と考えます。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、塩お願いします。

山本(富)委員

農業委員6番の山本から1番の現地確認の報告をします。

塩の塩見神社南の山中にある栗畑で、譲渡人は高齢となり管理できないため、譲受人が
売買により取得して管理されます。栗畑であり小牧からは40分ほどで行き来でき、今後
も栗畑で管理されますので、問題ないと思います。

議 長

受付番号2番、室原お願いします。

國枝委員

推進委員4番の國枝から2番の現地確認の報告をします。

受付番号2番は、室原の県道善師野多治見線の交差点北にある農地で、所有者が死亡し
相続財産清算人が管理していましたが、譲受人の自宅周辺の農地であるため、売買により
取得して、営農を継続されるため、問題ないと思います。

議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございま
せんか。

委 員

【意見・質問なし】

議 長

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第58号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員

【異議なしの声多数】

議 長

異議ないものと認め、議案第58号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長

続きまして、日程第3、議案第59号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可
申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局

日程第3、議案第59号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について
説明します。

今月の申請は、6件です。

受付番号1番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で、共同住
宅1棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

受付番号2番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で、共同住宅1棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

受付番号3番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、徳野南一丁目地内で、共同住宅1棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

まちづくり条例の開発協議が必要な案件で、申請済みです。

農地転用許可日は、開発協定書の締結後になります。

受付番号4番は、愛知県日進市の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅離れの敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第1種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

昭和48年頃から住宅用敷地として利用していたため、始末書が提出されています。

また、是正措置として平成17年5月30日に農振除外がされています。

農振除外後に農地転用許可を受けないまま前所有者の父親が亡くなったため、相続人が改めて是正措置として農地転用許可を求めるものです。

受付番号5番は、川合の方が農地転用の許可を求めるもので、瀬田地内で、一般個人住宅及び洋菓子販売業店舗を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

令和4年8月8日に農振除外がされています。

受付番号6番は、石井の方が農地転用の許可を求めるもので、石井地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事は行わず、現状と変更なしとのことです。

平成 10 年頃から住宅敷地及び駐車場として使用していたため、始末書が提出されています。

令和 5 年 10 月 31 日に農振除外がされています。

以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、2 番下恵土お願いします。

江口委員

推進委員 1 番の江口から、受付番号 1 番、2 番の案件について報告します。

受付番号 1 番は、下恵土徳野地内、愛知用水路に隣接する農地です。申請者は高齢となり耕作管理ができなくなり、共同住宅を建築されるとのこと。隣接者への説明も済み、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても問題ないと思います。

受付番号 2 番は、下恵土広瀬の結婚式場の西側、可児川側にある農地に共同住宅 1 棟を建築される申請です。申請者は、耕作管理ができないため転用されます。隣接者への説明も済み、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても問題ないと思います。

議長

受付番号 3 番、徳野南お願いします。

江口委員

推進委員 1 番の江口から、受付番号 3 番の案件について報告します。

受付番号 3 番は、徳野南区画整理地内の可児川沿いの農地で、共同住宅 1 棟を建築される申請で、受付番号 2 番の案件と同じ方の申請です。区画整理地内で、隣接地に農地はなく、道路側溝、上下水道とも整備されており、転用されても問題ないと思います。

議長

受付番号 4 番、土田お願いします。

奥田委員

農業委員 4 番の奥田から、受付番号 4 番の案件について報告します。

受付番号 4 番は、土田渡の土地改良区域内の農地です。20 年以上前、祖父の代に無許可で自宅の離れを建築したため、父親の代に農振除外の手続きを行い、農振除外されています。その後、父親が死亡し、是正の転用申請が未処理のまま申請者が相続により取得されました。土地を処分するにあたり、農地に住宅が建築されていたため、是正として申請されたものです。現状のままで、雨水は自然浸透で処理され、問題ないと思います。

議長

受付番号 5 番、瀬田お願いします。

玉田委員

農業委員 12 番の玉田から、受付番号 5 番の案件について報告します。

受付番号 5 番は、瀬田の田んぼの真ん中にあり、現在は畑として利用されている農地です。令和 4 年 8 月 8 日に農振除外をされ、自宅と洋菓子店を建築されます。隣接者への説明も済み、土地改良管理組合の同意、雨水排水の同意もあります。汚水については、合併浄化槽を設置され、排水路へ排水されます。転用されても問題ないと思います。

議長

受付番号 6 番、石井お願いします。

三宅委員

推進委員 9 番の三宅から、受付番号 6 番の案件について報告します。

受付番号 6 番は、石井の申請者の自宅周辺の農地です。平成 10 年に自宅を建築した時に隣接する農地の一部を敷地として利用していたもので、令和 5 年 10 月 31 日に農振除外され、始末書も提出されています。現状のままで使用であり、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

酒 向 委 員 受付番号4番の案件について、転用後に土地を処分すると地元委員から報告がありましたが、5条申請ではないでしょうか。

事 務 局 今回の申請は、昭和48年頃から自己用住宅の離れが建築され、住宅敷地として使用していたため、是正措置で平成17年5月30日に農振除外された案件です。除外目的と合わせて自己用住宅敷地として4条申請となります。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見・質問なし】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第59号について、原案のとおり、許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第59号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第4、議案第60号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号7番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっております。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第4、議案第60号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転9件、使用貸借権の設定及び賃借権の設定1件、賃借権の設定1件、使用貸借権の設定1件の合計12件です。

受付番号1番は、今渡の方と土田の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めます。

転用事業者は、今渡地内で、共同住宅2棟を建築するとのこと。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのこと。

まちづくり条例の開発協議が必要な案件で、申請済みです。

開発区域面積が1,000㎡を越えるため、都市計画法に基づく開発許可が必要です。

農地転用許可日は、開発協定書の締結後になります。

受付番号2番は、川合の方外1名と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めます。

転用事業者は、川合地内で、3棟の分譲住宅を建築するとのこと。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置することです。

農地転用許可前に工事に着工していることが判明したため、直ちに工事を中止させるとともに、始末書を提出させています。

受付番号3番は、下恵土の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、1区画に宅地分譲することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号4番は、下恵土の方と下恵土の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、近隣の事務所敷地を一体利用して宅建業駐車場を整備することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

11月初旬より、農転許可前に駐車場敷地として利用を始めてしまったため、始末書が提出されています。

受付番号5番は、下恵土の方と下呂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、共同住宅1棟を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置することです。

受付番号6番は、愛知県豊橋市の方と土田の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、近隣の住宅敷地を一体利用して一般個人住宅の駐車場敷地にすることです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設のコンクリートブロックにより防ぐことです。

現所有者が申請地を相続した令和3年以前より、駐車場敷地として利用していたため、始末書が提出されています。

受付番号7番は、書類不備のため、審議先送りです。

受付番号8番は、土田の方外3名と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して8区画に宅地分譲することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

まちづくり条例の開発協議が必要な案件で、申請済みです。

開発区域面積が1,000㎡を越えるため、都市計画法に基づく開発許可が必要です。

農地転用許可日は、開発協定書の締結後になります。

受付番号9番は、名古屋市北区の方と土田の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、1区画に宅地分譲することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号10番は、愛知県犬山市の方外1名と愛知県丹羽郡大口町の方が、使用貸借権及び賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、西帷子地内で、解体業駐車場及び資材置場の敷地にするすることです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないこととします。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

平成23年頃から、資材置場として使用していたため始末書が提出されています。

受付番号11番は、東京都世田谷区の方と京都市左京区の法人が、使用貸借権の設定で、一時転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、サービス付き高齢者向け住宅建設予定地のボーリング調査を行うこととします。

立地基準判定は、農振農用地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、ボーリング調査のみで、造成や建築工事は行わないこととします。

申請地内で、地盤調査のためのボーリング調査を3箇所実施されます。深度、深さは10mから15mの予定です。

一時転用期間は、許可日から2ヶ月間の予定です。

令和5年5月に農振除外が申請済みです。

受付番号12番は、広見の方と恵那市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、2棟の分譲住宅を建築することとします。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

平成26年頃から、敷地の一部を宅地として使用していたため、始末書が提出されてい

ます。

受付番号 13 番は、中恵土の方外 2 名と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、兼山地内で、隣接地を一体利用してデイサービスセンターの進入路及び駐車場を整備するとのこと。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

隣接する介護施設敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのこと。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設のコンクリートブロックにより防ぐとのこと。

許可前に砕石を入れて整備していたため、始末書が提出されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、今渡をお願いします。

江口委員 推進委員 1 番の江口が受付番号 1 番の案件について報告します。

受付番号 1 番は、蘇南中学校南にある農地で、譲受人が購入して共同住宅 2 棟を建築される申請です。隣接者への説明も済み、土地改良区の同意もあり、開発が必要な案件で、関係各課と協議中と事務局から報告を受けています。転用されても問題ないと思います。

議長 受付番号 2 番、川合をお願いします。

大澤委員 農業委員 2 番の大澤が受付番号 2 番の案件について報告します。

受付番号 2 番は、川合の JR 太多線に隣接する農地で、分譲住宅 3 棟を建築する申請です。周囲は宅地化された地域で、隣接者への説明も済み、土地改良区の同意もあり、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても問題ないと思います。

議長 受付番号 3 番から 5 番、下恵土をお願いします。

中村委員 農業委員 3 番の中村が受付番号 3 番、4 番の案件について報告します。

受付番号 3 番は、下恵土古市場地内の農地で、1 区画に宅地分譲する申請です。

周囲は宅地化しており、ここだけ農地が残っていました。周囲に農地は無く、西側が土地改良区の水路ですが協議済みです。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても問題ないと思います。

受付番号 4 番は、下恵土新可児大橋西の交差点南の農地で、近隣にある不動産業者が駐車場として利用するための転用申請です。周囲に農地は無く、雨水は自然浸透で転用されても問題ないと思います。許可前に駐車場として利用していたため、始末書が提出されています。

江口委員 推進委員 1 番の江口が受付番号 5 番の案件について報告します。

受付番号 5 番は、下恵土広瀬の自動車販売会社北にある農地で、建築会社が購入して共同住宅 1 棟を建築する申請です。隣接者への説明も済み、土地改良区の同意もあり、雨水は西側排水路への排水、上下水道とも整備されており、転用されても問題ないと思います。

議長 受付番号 6 番、8 番、9 番、土田をお願いします。

奥田委員 農業委員4番の奥田が受付番号6番、8番、9番の案件について報告します。

受付番号6番は、土田地区センター南の農地で、譲渡人は相続により取得しましたが遠方に居住しており管理できないため、近隣に住む譲受人が購入して駐車場として利用されます。周囲に農地は無く、現況は駐車場として利用されているため、始末者が提出されています。そのまま利用されるため、雨水は自然浸透と東側の道路側溝への排水となり、転用されても問題ないと思います。

受付番号8番は、土田下切地内の農地で、建築会社が8区画に宅地分譲する申請です。譲渡人の人達は、高齢等により耕作ができなくなり申請地を売却することにしたとのことです。この案件は、開発協議が必要な案件で、関係各課との協議が進められていると事務局から報告を受けています。隣接者への説明も済みであり、転用されても問題ないと思います。

受付番号9番は、土田堀口にある農地で、1区画に宅地分譲されます。隣接者への説明も済み、周囲はコンクリートブロックを積まれます。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても問題ないと思います。

議長 山本(寛)委員 受付番号10番、西帷子お願いします。

推進委員3番の山本が受付番号10番の案件について報告します。

受付番号10番は、西帷子の県道御嵩犬山線、犬山に近い場所にある農地を、借受けて解体業駐車場及び資材置場とし利用する申請です。平成23年12月頃から利用していたため始末書が提出されていて、是正の案件です。南側に農地がありますが、賃貸人の農地でコンクリートブロックを設置して被害防除されています。雨水は自然浸透です。是正案件で現状のままの使用であり、転用されても、問題ないと思います。

賃借する農地の一部北側は畑地転換され農地として管理されます。

議長 玉田委員 受付番号11番、瀬田お願いします。

農業委員12番の玉田が受付番号11番の案件について報告します。

受付番号11番は、瀬田3号地内の農振農用地内の農地で、5月にサービス付き高齢者向け住宅敷地として除外申請が提出されています。除外後に転用申請して、事業を実施する前に地盤調査のために3カ所のボーリング調査を実施されます。申請地内での作業で、周囲には被害が無いよう作業されますので、問題ないと思います。

議長 奥村(保)委員 受付番号12番、広見お願いします。

農業委員13番の奥村が受付番号12番の案件について報告します。

受付番号12番は、広見の住宅地に残っていた農地を建築会社が購入して2棟の分譲住宅を建築する申請です。一部農地について宅地として利用していたため始末書が提出されています。周囲に農地は無く、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されているため、転用されても問題ないと思います。

議長 三宅委員 受付番号13番、兼山お願いします。

推進委員9番の三宅が受付番号13番の案件について報告します。

受付番号13番は、兼山の東海環状自動車道高架下近くにある古い住宅をリフォームしてデイサービスセンターとして利用するため周辺農地を進入路及び駐車場に利用するための申請です。申請地は木が生えていて耕作放棄地となっていました。伐採、除草され、

綺麗にされていましたが、一部に碎石が入っていたため始末書を提出していただきました。進入路、駐車場での利用で、雨水は自然浸透で、耕作放棄地の減少にもなり、転用されても問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

鈴木(好)委員 受付番号2番、4番、13番の案件について、許可前に事業へ着手して始末書が提出されています、3案件とも転用者が事業者であるため、再度指導が必要ではないか。

事務局 3案件とも事務局による、事前現地確認時に事業への着手が確認できたため、事業を即刻中止させ、始末書の提出を指示した案件です。3事業者とも始末書の提出は初めてです。

今後は、事業者への指導等の徹底をしていきますし、委員のみなさんも、パトロールなどで農地の現状変更現場を発見されましたら、確認や指導、事務局への報告をお願いいたします。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第60号、受付番号1番から6番及び8番から13番について、許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第60号、受付番号1番から6番及び8番から13番は、許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の11月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。(件数9件)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の11月届出分です。

別添資料2をご覧ください(件数4件)

3. 農業用施設の届出書の11月届出分です。

別添資料3をご覧ください(件数1件)

4. 11月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

4件の届出がありました。

田 7筆 6,220.00㎡ 畑 20筆 6,462.80㎡ 合計 29筆 12,682.80㎡

5. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は12月27日の水曜日を予定しています。

また、令和6年第1回農業委員会総会は、令和6年1月5日金曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

6. その他

令和5年度農業委員・農地利用最適化推進委員大会の開催（案）について

1月19日 金曜日 午後1時30分から

長良川国際会議場 メインホール

中恵土地区センターからバスで会場に向かいます。 11時半までに集合

議

長

これもちまして、令和5年第13回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様ございました。